

# 提出内容

---

受付番号： 195210065000000011  
提出日時： 2022年1月27日15時41分

---

案件番号： 195210065  
案件名： 地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく地域脱炭素化促進事業計画の認定等に関する省令案（仮称）に対する意見募集（パブリックコメント）について  
所管省庁・部局名等： 環境省地球環境局地球温暖化対策課（直通03-5521-8249、内線7749、6779）  
意見・情報受付開始日時： 2021年12月28日0時0分  
意見・情報受付締切日時： 2022年1月28日0時0分

---

郵便番号： 604-8124  
住所： 京都府京都市中京区帯屋町574番地高倉ビル305号  
氏名： NPO法人 気候ネットワーク  
連絡先電話番号： 075-254-1011  
連絡先メールアドレス： kyoto@kiconet.org

---

## 提出意見：

○該当箇所

1 ページ目

「2 本省令案の内容（1）地域脱炭素化促進施設の定義 2 再生可能エネルギー熱供給設備」における「大気中の熱」について

○意見の概要

「大気中の熱」とされるエアコンやエコキュートなどヒートポンプは、動力は主に電気であり、二次的に大気中の熱を汲み上げるが、再生可能エネルギーとは言えないため、削除すること

○意見及び理由

ヒートポンプは、一般に熱機関としては省エネ型装置である。一次エネルギーには主に電気をエネルギーに使う場合が多く、太陽熱や地熱などのように一次エネルギーとしての再生可能エネルギーの利用とは全く異なる。

かつて、2010年の麻生政権下では、当時の再エネ目標設定の議論の際に、「20%という高い目標を達成するためには、ヒートポンプ等の導入を拡大し、それが利用する大気中の熱を再生可能エネルギーに計上する必要がある」として、水増し議論にヒートポンプを使おうとした経緯がある。その後、この議論は構想だけでとどまり、現実に再エネとしてカウントするような方針はとられな

---

# 提出内容

---

かった。

また、本省令は制定根拠として地球温暖化対策推進法を上げているが、地球温暖化対策推進法に基づく地方公共団体実行計画の策定マニュアル等においては、ヒートポンプは省エネルギー対策として記載されている。

今、あらためてこのような形で、地域の脱炭素化や再エネ普及に向けて動き出そうという法整備の中で、大気中の熱（ヒートポンプ）を再エネとして位置付ければ、地域によっては、再エネ目標を高く掲げても、エアコンやエコキュートの設置で計算上埋め合わせ、本来あるべき地熱・太陽熱・木質バイオマス熱などの普及が進まないということが起こりかねない。

したがって、「大気中の熱」は削除すべきである。